

件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

18 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、教育資金管理契約の終了に関する調査の提出に關する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

19 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

20 第十七項及び第十八項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

21 前項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の三の前に次の二条を加える。

（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）

第七十条の二の四 平成二十七年一月一日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その年一月一日において二十歳以上の者に限る。）のその年中の当該財産に係る贈与税の額は、相続税法第二十

一条の七の規定にかかわらず、前条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額とする。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超える四百万円以下の金額	百分の十五
四百万円を超える六百万円以下の金額	百分の二十
六百万円を超える八百万円以下の金額	百分の三十
八百万円を超える千五百万円以下の金額	百分の四十
一千五百万円を超える三千万円以下の金額	百分の四十五
三千万円を超える四千五百万円以下の金額	百分の五十
四千五百万円を超える金額	百分の五十五

2 その年一月一日において二十歳以上の者が、贈与により財産を取得した場合において、その年の中途中において当該贈与をした者の直系卑属となつたときは、直系卑属となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3 贈与により第一項の規定の適用を受ける財産（第一号において「特例贈与財産」という。）を取得した者がその年中に贈与により同項の規定の適用を受けない財産（第二号において「一般贈与財産」という。）を取得した場合における贈与税の額は、同項及び相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一 前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について第一項の規定により計算した金額に特例贈与財産の価額がその年中に贈与により取得した財産の価額の合計額（贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに限り、同条の規定による控除後のものとする。次号において「合計贈与価額」という。）のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二 前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について同法第二十一条の七の規定により計算した金額に一般贈与財産の価額（同法第二十一条の六の規定による控除後のものとする。）が合計贈与価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける者は、相続税法第二十八条の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項に

規定する更正請求書に第一項又は前項の規定の適用を受ける旨を記載し、これらの規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、相続税法第二十八条第一項及び第二項第一号中「第二十一条の八」とあるのは、「第二十一条の八並びに租税特別措置法第七十条の二の四（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

5 相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者が同項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した財産については、同法第二十一条の十一中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法第七十条の二の四（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

6 第二項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（相続時精算課税適用者の特例）

第七十条の二の五 平成二十七年一月一日以後に贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫（その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与をした者がその年一

月一日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

2 その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合において、当該贈与により財産を取得した者がその年の中途において当該贈与をした者の孫となつたときは、孫となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者が、その届出書に係る第一項の贈与をした者の孫でなくなつた場合においても、当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、同項において準用する同条第三項の規定の適用があるものとする。

4 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、第一項の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第一号中「第七十条の三第一項」を「前条第一項」に改める。

第七十条の六の見出し中「納税猶予等」を「納税猶予及び免除等」に改める。

第七十条の六の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第四号中「全ての山林」の下に「（特定森林經營計画が定められている区域内に存するものに限る。）」を加え、同項第五号中「第十五条」を「第十三条」に改め、同条第四項中「特例山林の金額」を「特例山林の価額」に改め、同条第六項中「山林」の下に「（特定森林經營計画が定められている区域内に存するものに限る。）」を加え、同条第八項中「特例施業対象山林」の下に「（同項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）」を加え、同条第九項中「相続税の申告書の提出期限の翌日」を「被相続人の死亡の日の翌日」に、「当該相続税」を「第一項の相続に係る相続税」に改め、同条第十三項第二号及び第六号中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第十四項中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、「又は当該林業經營相続人若しくは同項の被相続人」を「若しくは当該林業經營相続人に係る被相続人又はこれらの

者」に改め、同条第十五項中「を除く」を「並びに同日前に第三項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く」に改める。

第七十条の七の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第一項第二号中「政令で定めるところにより」を削り、同号イ中「当該贈与の時において当該贈与者の親族であり、かつ、」を削り、同号トを削り、同項第五号中「の株式等」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」を加え、「同項」を「前項」に、「第七十条の二の二」を「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」に改め、同項第六号中「当該贈与に係る」を「同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る」に改め、「死亡の日」の下に「の前日」を加え、同条第三項第二号中「第二十一条の九第二項（）の下に「第七十条の二の五第一項又は」を加え、同条第四項第二号中「第一種贈与基準日において」を削り、「常時使用従業員の数が」を「各第一種贈与基準日における常時使用従業員の数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して計算した数が」に改め、「場合」の下に「（第二項第六号の五年を経過する日までに当該経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合において当該経営承継受贈者が当該特例受贈非上場株

式等につき第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けるときを除く。」を加え、「当該第一種贈与基準日」を「経営贈与承継期間の末日」に改め、同項第十号中「総収入金額」の下に「（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。）」を加え、同条第十項中「第二十二項」を「第二十七項」に改め、同条第十四項第五号及び第七号中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同項第九号中「第四項から第六項まで」を「第四項（同項第二号に係る部分を除く。）、第五項、第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

十 第四項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、相続税法第三十九条第二十九項において準用する同条第一項の延納を求めようとする贈与税の納期限は、経営贈与承継期間の末日から五月を経過する日（以下この号において「延納申請期限」という。）とする。この場合において、第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第四項第二号に係るものに限る。）の翌日から延納申請期限までの間については、当該期間に対応する部分の延滞税（猶予中贈与税額のうち延納の許可を受けた部分に係るものに限る。）に代え、利子税を納付するものとし、納付すべき利子税の額は、当該許可を受けた部分を基礎として、当該期間に、年六・

六パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第七十条の七第十五項中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第十六項中「を除く」を「並びに経営贈与承継期間内に第四項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く」に改め、「六月」の下に「（第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、十月）」を加え、「第二十一項」を「第二十七項」に改め、同条第十七項第一号中「を受け、当該再生計画若しくは当該更生計画」を「があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において当該再生計画若しくは当該更生計画（債務の処理に関する計画として政令で定めるもの（第二十二項及び第二十四項において「債務処理計画」という。）を含む。）に、「場合に限り」を「ときに限り」に改め、同項第二号イ中「第二十三項」を「第二十八項」に改め、同条第十九項及び第二十項中「第二十三項」を「第二十八項」に改め、同条第二十七項を同条第三十三項とし、同条二十四項から第二十六項までを六項ずつ繰り下げ、同条第二十三項の表に次のように加える。

九 第二十二項の規定の適用があつた	同項第一号に掲げる金額	同項の規定による
場合（第五号の上欄に掲げる場合に		納税の猶予に係る

該当する場合を除く。)

期限

第七十条の七第二十二項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29 第一項の規定の適用を受けた経営承継受贈者が前項の表の第三号から第九号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合にあつては、経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント（経営贈与承継期間について、年零パーセント）」とする。

第七十条の七第二十二項を同条第二十七項とし、同条第二十一項の次に次の五項を加える。

22 経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、第一項の特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において、当該認定贈与承継会社の有する資産につき政令で定める評定が行われたとき

(当該認可の決定があつた日（当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二十四項までにおいて「認可決定日」という。）以後当該認定贈与承継会社に係る経営承継受贈者が第一十五項の規定による通知が発せられた日（以下この項において「通知日」という。）前に第六項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第十二項の規定の適用があつた場合並びに当該通知日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除き、再生計画を履行している認定贈与承継会社にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。）は、再計算猶予中贈与税額をもつて当該特例受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該通知日から二月を経過する日（当該通知日から当該二月を経過する日までの間に当該經營承継受贈者が死亡した場合には、当該經營承継受贈者の相続人が当該經營承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中贈与税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する贈与税（第二十五項において「再計算免除贈与税」という。）については、免除する。

### 一 当該再計算猶予中贈与税額

二 認可決定日前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剩余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

23 前項の「再計算猶予中贈与税額」とは、第一項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等（猶予中贈与税額に対応する部分に限り、合併により当該特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。以下この項において同じ。）の認可決定日における価額として財務省令で定める金額を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該贈与の時ににおける価額とみなして、第二項第五号の規定により計算した金額をいう。

24 第二十二項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者（同項の認定贈与承継会社の代表権を有する者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）が、当該認可決定日から二月を経過する日（当該認可決定日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡

した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、第二十二項の規定の適用を受けたい旨、前項に規定する再計算猶予中贈与税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項を記載した申請書（第二十二項に規定する認可の決定があつた再生計画又は更生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるものを添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

25 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る再計算免除贈与税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該再計算免除贈与税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継受贈者に通知するものとする。

26 前二項に定めるもののほか、第二十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七の二の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第一号ハ中「第十四

項第十号」を「第十四項第十一号」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより」を削り、同号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同項第五号イ中「の株式等」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」を加え、「同項」を「前項」に、

「第十五条」を「第十三条」に改め、同号ロ中「第十五条」を「第十三条」に改め、同項第六号中「死亡の日」の下に「の前日」を加え、同条第三項第二号中「第一種基準日において」を削り、「常時使用従業員の数が」を「各第一種基準日における常時使用従業員の数の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数で除して計算した数が、」に、「当該第一種基準日」を「経営承継期間の末日」に改め、同項第十号中「総収入金額」の下に「（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。）」を加え、同条第十項中「第二十二項」を「第二十七項」に改め、同条第十四項第五号及び第七号中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同項第九号中「第三項から第五項まで」を「第三項（同項第二号に係る部分を除く。）、第四項、第五項」に改め、同項第十一号中「納税猶予」の下に「及び免除」を、「規定する特例非上場株式等」の下に「のうち同条第

三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する猶予中相続税額に係るもの以外のもの」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「の株式等」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、相続税法第三十八条第一項の延納期間は、五年以内とし、同法第三十九条第一項の延納を求めようとする相続税の納期限及び同法第四十二条第一項の物納を求めようとする相続税の納期限は、経営承継期間の末日から五月を経過する日（以下この号において「延納等申請期限」という。）とし、同法第四十八条の二第二項の規定による申請書の提出の期限は、延納等申請期限の翌日から五年を経過する日とし、同法第五十二条第一項の利子税の割合は、年六・六パーセントとして、これらの規定を適用する。この場合において、第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項第二号に係るものに限る。）の翌日から延納等申請期限までの間については、当該期間に対応する部分の延滞税（猶予中相続税額のうち延納又は物納の許可を受けた部分に係るものに限る。）に代え、利

子税を納付するものとし、納付すべき利子税の額は、当該許可を受けた部分を基礎として、当該期間に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額とする。

イ 延納の許可を受けた場合 年六・六パーセント

ロ 物納の許可を受けた場合 年七・三パーセント

第七十条の七の二第十五項中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第十六項中「を除く」を「並びに経営承継期間内に第三項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く」に、「当該各号」を「次の各号」に、「第二十二項」を「第二十七項」に改め、同条第十七項第一号中「を受け、当該再生計画若しくは当該更生計画」を「があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において当該再生計画若しくは当該更生計画（債務の処理に関する計画として政令で定めるもの（第二十二項及び第二十四項において「債務処理計画」という。）を含む。）に、「場合に限り」を「とにかく」に改め、同項第二号イ中「第二十三項」を「第二十八項」に改め、同条第十九項及び第二十項中「第二十三項」を「第二十八項」に改め、同条第二十七項を同条第三十三項とし、同条二十四項から第二十六項までを六項ずつ繰り下げ、同条第二十三項の表に次のように加える。

九 第二十二項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
--	-------------	--------------------

第七十条の七の二第二十三項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29 第一項の規定の適用を受けた経営承継相続人等が前項の表の第三号から第九号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当することにあつては、経営承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント（経営承継期間については、年零パーセント）」とする。

第七十条の七の二第二十二項を同条第二十七項とし、同条第二十一項の次に次の五項を加える。

22 経営承継期間の末日の翌日以後に、第一項の特例非上場株式等に係る認定承継会社（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計

画の認可の決定があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において、当該認定承継会社の有する資産につき政令で定める評定が行われたとき（当該認可の決定があつた日（当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二十四項までにおいて「認可決定日」という。）以後当該認定承継会社に係る経営承継相続人等が第二十五項の規定による通知が発せられた日（以下この項において「通知日」という。）前に第五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第十二項の規定の適用があつた場合並びに当該通知日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除き、再生計画を履行している認定承継会社にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。）は、再計算猶予中相続税額をもつて当該特例非上場株式等に係る猶予中相続税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該通知日から二月を経過する日（当該通知日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限と

し、猶予中相続税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する相続税（第二十五項において「再計算免除相続税」という。）については、免除する。

一 当該再計算猶予中相続税額

二 認可決定日前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

23 前項の「再計算猶予中相続税額」とは、第一項の規定の適用に係る特例非上場株式等（猶予中相続税額に対応する部分に限り、合併により当該特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。以下この項において同じ。）の認可決定日における価額として財務省令で定める金額を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例非上場株式等の当該相続の時における価額とみなして、第二項第五号の規定により計算した金額をいう。

24 第二十二項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等（同項の認定承継会社の

代表権を有する者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）が、当該認可決定日から二月を経過する日（当該認可決定日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、第二十二項の規定の適用を受けたい旨、前項に規定する再計算猶予中相続税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項を記載した申請書（第二十二項に規定する認可の決定があつた再生計画又は更生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるものを添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

25 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る再計算免除相続税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該再計算免除相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継相続人等に通知するものとする。

26 前二項に定めるもののほか、第二十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第三号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ニを同号ハとし、同項第四号イ中「を有する」を「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）を有する」に、「同項」を「前項」に、「第十五条」を「第十三条」に改め、同号ロ中「第十五条」を「第十三条」に改め、同項第五号中「開始の日の翌日」を「開始の日」に改め、「死亡の日」の下に「の前日」を加え、同項第六号ロ中「当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「前号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」を「当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間」に改め、「既に次項」の下に「において準用する第七十条の七の二第四項又は第五項」を加え、「同項」を「次項」に改め、同条第三項中「同条第三項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは

「認定相続承継会社」と、「第一種基準日」とあるのは「第一種相続基準日」を「同条第三項各号列記以外の部分中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第一号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第二号中「当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の各第一種基準日」とあるのは「特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の各第一種相続基準日」と、「経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数」とあるのは「経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数」とあるのは「経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の合計」と、「場合 経営承継期間の末日」とあるのは「場合 経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第三号から第十七号までの規定

相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」に、「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「同条第二項第五号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」を「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間」に改め、同条第七項第二号中「当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「第七十条の七の四第二項第五号の五年を経過する日」に改め、同項第三号中「二まで」を「ハまで」に改め、同条第八項中「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「第七十条の七の四第二項第五号の五年を経過する日」に改め、同条第十二項中「同条第十六項及び第十七項」を「同条第十六項中「第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「経営承継期間内に」とあるのは「経営相続承継期間内に同条第三項において準用する」と、「経営承継期間の」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号の五年を経過する日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期

間）の」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、同条第十七項」に改め、「第一項」の下に「の規定の適用を受ける」を、「第七十条の七の四第一項」の下に「の規定の適用を受ける」を、「経営相続承継受贈者」との下に、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」とを加え、「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「同条第二項第五号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」を「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間」とに改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七十条の七の二第二十六項」を「第七十条の七の二第三十一項」に、「同条第二十五項」を「同条第三十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第七十条の七の二第二十五項」を「第七十条の七の二第三十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第七十条の七の二第二十项」を「第七十条の七の二第二十八項及び第二十九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第七十条の七の二第二十二項」を「第七十条の七の二第二十七項」に改め、同項を同条第十四項と

し、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、認定相続承継会社について同条第二十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相続税額の計算及び免除について準用する。この場合において、同項から同条第二十五項までの規定中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号の五年を経過する日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）」と、「第一項」とあるのは「第七十条の七の四第一項」と、「特例非上場株式等に」とあるのは「特例相続非上場株式等に」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等〔〕」とあるのは「特例相続非上場株式等〔〕」と、「相続により取得をした特例非上場株式等の当該相続の時における」とあるのは「特例相続非上場株式等の」と読み替えるものとする。

第七十条の八の二第一項中「第七十条の七の二第十四項第十号」を「第七十条の七の二第十四項第十一号」に改め、「法人の株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投

資口を含む。）」を加える。

第七十条の十三の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十条の二の二第十三項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書をその提出期限までに税務署長に提出せず、又は当該教育資金管理契約の終了に関する調書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

二 第七十条の二の二第十七項の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは偽りの答弁をして、又は当該規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第七十条の二の二第十七項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条第一項中「平成十八年四月一日から平成二十五年三月三十日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十日まで」に改め、同項各号を次のように改める。

一 売買による所有権の移転の登記 千分の十五

二 所有権の信託の登記 千分の三

第七十二条第二項各号を次のように改める。

一 売買による所有権の移転の登記 千分の七・五

二 所有権の信託の登記 千分の一・五

第七十二条第三項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合」を「千分の三」に改め、同項各号を削る。

第七十二条の二及び第七十三条中「平成二十五年三月三十日」を「平成二十七年三月三十日」に改める。

第七十四条の二第一項中「低炭素建築物」の下に「（同法第十六条の規定により当該低炭素建築物とみなされた同法第九条第一項に規定する特定建築物のうち政令で定めるものを含む。）」を加える。

第七十五条、第七十七条及び第七十八条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第八十条第二項中「（昭和四十六年法律第三十四号）」を削る。

第八十二条の三を削る。

第八十三条第一項中「認定民間都市再生事業計画」を「同法第二十五条に規定する認定計画」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「国土交通大臣の認定」の下に「（以下この項において「計画認定」という。）」を加え、「同法第二十五条に規定する認定計画をいう。次項において同じ。）に基づき当該認定の日から三年以内に」を「もののうち、当該計画認定の申請が」に、「同条」を「同法第二十五条」に、「次項において同じ。」の「以下この条において同じ。」に係る工事着手前に行われたもの（同法第二十四条第一項の認定に係る申請が特定民間都市再生事業に係る工事着手前にしたものにあつては、同法第二十一条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものにあつては、同法第二十四条第一項の変更の認定に係る申請が特定民間都市再生事業（当該変更に係る行われ、かつ、同法第二十四条第一項の変更の認定に係る申請が特定民間都市再生事業（当該変更に係る部分に限る。）に係る工事着手前に行われたもの）に限る。次項において「認定民間都市再生事業計画」

とう。）に基づき当該計画認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業の」に改め、同条第二項

中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二第一項から第三項までの規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十  
一日」に改め、同条第四項を削る。

第八十三条の三を第八十三条の四とし、第八十三条の一の次に次の一条を加える。

（特例事業者が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の輕  
減）

第八十三条の三 不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者が、同条第三項に規定する不  
動産特定共同事業契約（同項第一号又は第二号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。）に係る  
不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものの取得をした場合には、当該不動産の所有権の移転の  
登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより不動産特定共同事業法の一部を改正す  
る法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に登記を受  
けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 建替え（建替えが必要な建築物として政令で定めるものの当該建替えに限る。）その他財務省令で定める行為により建築物（都市機能の向上に資する建築物として政令で定めるものに限る。以下この条において「特定建築物」という。）の新築又は改築をする場合において、当該特定建築物の敷地の用に供することとされている土地で政令で定めるもの

二 前号に掲げる土地を敷地とする同号の建替えが必要な建築物として政令で定めるもの

三 特定建築物とするために増築、修繕又は模様替で政令で定めるもの（次項において「増築等」という。）をすることが必要な建築物として政令で定めるもの

四 前号に掲げる建築物の敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの

2 不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者が、前項に規定する不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる建築物（同項第一号に掲げる土地に建築をする特定建築物又は同項第三号に掲げる特定建築物に限る。）の新築、改築又は増築等をした場合には、当該建築物（増築等の場合にあつては、当該増築等部分に限る。）の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより同項に規定する期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定に